

長野県地球温暖化対策条例(仮称)に係る最終報告について

説明会:11月21日～28日に開催した要綱の地区説明会 ()内は会場名 県民意見:要綱に寄せられた県民からの意見

H17.12.19

章	番号	要 綱	発言の場	番号	要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
		<p>石油や石炭などの化石燃料を燃やす際に発生する二酸化炭素は、地球全体の気温を上昇させる温室効果ガスの代表です。その温室効果ガスの濃度が高まり、地球の温暖化が進んだため、異常気象の激増、自然の生態系への悪影響、海面の上昇など深刻な問題が現実のものとなっています。(IPCC*の知見による。)この地球温暖化問題は、人類の生存基盤を揺るがす最も重要な環境問題として国際的な取組が進められています。</p> <p>1997年12月に採択された京都議定書において、わが国は温室効果ガスを2012年までに6%削減(1990年比)することを約束しました。このような状況下、2005年2月に京都議定書が発効し、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)に基づき、4月に「京都議定書目標達成計画」を決定し、約束達成に向けて強い決意を持って行動開始しました。「京都議定書目標達成計画」には「環境と経済の両立」を基本的考えとし、「環境負荷の少ない健全な経済の発展や質の高い国民生活の実現を図りながら、温室効果ガスの排出を削減」とあります。</p> <p>長野県は、2003年4月「長野県地球温暖化防止県民計画」を策定しました。この「県民計画」では、温室効果ガス排出量を2050年度に50%削減するという最終目標を見据えて、当面2010年度までに6%削減(1990年度比)する目標をたてました。しかし、2003年では90年比+15.3%の増加を加えた21.3%の削減を図らなくてはならないのが現状です。そこでこの県民計画においては、化石燃料に依存してエネルギーや資源を消費している暮らしや社会を根本的に見直すとともに、長野県の豊かな自然資源を活かした特色のある地球温暖化対策を打ち出しました。</p> <p>このような背景と経緯を踏まえて、より実効性のある対策を進めるため「長野県地球温暖化対策条例(仮称)」を制定します。この条例では、「地球温暖化対策推進法」や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「長野県環境基本条例」に定める廃棄物の減量等や、「長野県ふるさとの森林づくり条例」(平成17年制定)とも連携しながら、長野県らしい脱温暖化型社会を目指すことで、地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの削減を図るための対策を定めます。地球温暖化防止のため、森林の公益的機能が重要視される中、県土の78%を占める森林が生み出す木材資源や水資源は、全国的にも恵まれた日射量と共に、私たち長野県民の宝です。</p> <p>この条例は、長野県の自然的条件と共に、地域ごとにそれぞれ魅力溢れる社会的条件を活かすことで、持続可能な社会、真に健康で文化的な生活を享受できる社会を、県民、事業者、市町村、県の知恵の発揮と実践行動及び協働により実現させようとするものです。</p>					(要綱に同じ)

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			場	番号			
1	1	<p>1 目的 この条例は、長野県環境基本条例の理念にのっとり、地球温暖化対策について、県、県民、事業者並びに滞在者及び旅行者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、これを推進することにより、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>					(要綱に同じ)
	2	<p>2 定義 この条例において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。 (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。 (3) 温室効果ガス 次に掲げる物質をいう。 ア 二酸化炭素 イ メタン ウ 一酸化二窒素 エ ハイドロフルオロカーボン オ パーフルオロカーボン カ 六ふっ化硫黄</p>					(要綱に同じ)
		<p>(4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。 (次ページに続く)</p>	説明会 (東御)	1	<p>・ 定義の(4)「温室効果ガスの排出」の説明のうち「他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用すること」の表現が分かりづらい。</p>	最終報告に反映します。	<p>(欄外に以下の注釈を追加) 「温室効果ガスの排出」には次のものが該当します。 自らの活動に伴って直接、発生する温室効果ガスを大気中に排出、放出又は漏出すること 自らの活動に伴い、他人から供給された電気を使用すること 自らの活動に伴い、他人から供給された熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用すること (と は、直接、温室効果ガスを発生させていなくても、電気や熱をつくり出す際に燃料を使用し、温室効果ガスを発生させているため)</p>

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
	2	(前ページからの続き) (5) 再生可能エネルギー 太陽光、マイクロ水力その他循環システムの中で枯渇することのないものとして規則で定めるエネルギーをいう。	県民意見	2		(「再生可能エネルギー」の範囲については、第10回検討会で検討します。)	
1	3	3 県の責務 (1) 県は、国、市町村、県民、事業者及び長野県地球温暖化防止活動推進センター(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第24条第1項により知事が指定する都道府県地球温暖化防止活動推進センターをいう。以下同じ。)等と協働して、地球温暖化対策を策定し、実施しなければならない。 (2) 県は、(1)の地球温暖化対策を策定し、実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。 (3) 県は、地球温暖化対策を効果的に実施するため、必要な助成、税制その他の経済的措置等に関する調査、研究を行うよう努めなければならない。 (4) 県は、市町村、県民、事業者、滞在者及び旅行者が地球温暖化対策を推進するにあたり必要な情報を提供しよう努めなければならない。 (5) 県は、県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講じなければならない。	説明会(中野)	3	・義務付けだけではなく、こうした方が得ですよというものがあるか、税以外に何か考えているか。	・具体的な措置は、今後実施する施策の中で検討するものと考えます。	
			県民意見	4	<意見> お客さまによるCO2排出削減対策としてのエコキュート(自然冷媒ヒートポンプ電気給湯器)やヒートポンプ空調機等、高効率機器導入への助成措置についてもご検討をお願いします。 <理由> 最新のエコキュートは、従来型燃焼式給湯器に比べ、CO2排出量を約60%削減できます。また、京都議定書目標達成計画では、具体的なCO2削減計画として、2010年までにエコキュート約520万台、高効率空調機約12,000台の普及を目標としています。	・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。	(欄外の注釈を以下のとおり変更) 地球温暖化対策については、地球温暖化対策推進法により、都道府県と市町村には同様の責務が課されています。また、 <u>地方分権推進法を受けての地方自治法等の改正により、都道府県と市町村の対等関係がより明確になりました。</u> したがって、 <u>県が市町村に責務を課すことは、これらの趣旨に反することになるので、市町村の責務は記載していません。</u> ただし、事業者としての市町村(県)に対しては、義務が課されます。
	4	4 県民の責務 (1) 県民は、地球温暖化の防止に関する自覚を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。 (2) 県民は、事業者又は県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。	説明会(駒ヶ根)	5	・県民と一緒にやっていくということを国へ提言することを条例の規定に盛り込めないか。県民の意識が低いので、責務をもっと強く打ち出しているのではないかと。日常生活での削減をもっと進める必要がある。	・県民一人一人の自覚を深めることが重要であると考えます。	

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
1	5	<p>5 事業者の責務</p> <p>(1) 事業者は、地球温暖化の防止に関する自覚を深め、その事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>(2) 事業者は、県民又は県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。</p>				(前ページからの続き)	
	6	<p>6 滞在者及び旅行者の責務</p> <p>滞在者及び旅行者は、県、県民及び事業者が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。</p>					
2	7	<p>7 県による地球温暖化対策</p> <p>県は、地球温暖化の防止に関し、次に掲げる施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 啓発並びに環境教育及び環境学習に関すること。</p> <p>(2) 24時間営業等事業者(規則で定める24時間営業事業者又は規則で定める自動販売機設置事業者をいう。以下同じ。)との協定に関すること。</p> <p>(3) 公共交通機関の利便性の向上など自動車交通対策に関すること。</p> <p>(4) 電気機器、ガス器具等(以下「電気機器等」という。)のうち、エネルギー消費量の少ないものの使用等に関すること。</p> <p>(5) 建築物の環境配慮の向上に関すること。</p> <p>(6) 再生可能エネルギーの利用に関すること。</p> <p>(7) 森林の整備及び県産材の利用促進に関すること。</p> <p>(8) 廃棄物の発生抑制等に関すること。</p> <p>(9) その他地球温暖化の防止のために必要な施策</p>	県民意見	6	<p>(1)表記の見直しの提案</p> <p>「電気機器等」を「エネルギー消費機器」か、または「電気・ガス機器等」と改めることをお願いいたします。</p> <p>(2)理由</p> <p>ア 「電気機器等」と表現することは、電気の使用量を削減することが第一であるようなイメージをうけます。家庭におけるエネルギー消費機器には、家電製品の他にも、ガス機器や石油機器等があり、特に寒冷地の長野県においては、冬場の暖房機器としてガス機器や石油機器が多く使用されています。</p> <p>イ また、技術が日進月歩の今日では、家電製品と同様に、ガス機器についても、「潜熱回収型高効率給湯器(エコジョーズ)」「家庭用ガスエンジン給湯器(エコウィル)」「高効率バーナコンロ」など省エネルギー化が進んでおり、これら省エネルギー製品を使用することは、地球温暖化対策に対して実効性が高いものと思われれます。</p>	ご意見として承ります。	(要綱に同じ)
	8	<p>8 地球温暖化対策計画の策定</p> <p>(1) 知事は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>(2) 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>ア 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標</p> <p>イ 目標を達成するために必要な地球温暖化対策に関する事項</p> <p>ウ その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項</p> <p>(3) 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更しようとするときは、長野県環境審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>(4) 知事は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p>					(要綱に同じ)
	9	<p>9 地球温暖化対策指針の策定</p> <p>(1) 知事は、温室効果ガスの排出の抑制等を行うために必要な事項についての指針(以下「地球温暖化対策指針」という。)を定めなければならない。</p> <p>(2) 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p>	説明会(中野)	7	指針のイメージや、いつごろ策定する予定なのか。	内容は、エネルギー消費や温室効果ガスの排出量の算定方法、温室効果ガスの削減方法などを考えています。策定は条例施行後の予定です。	(要綱に同じ)

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			場	番号			
10	10	10 施策の評価及び見直し (1) 知事は、県が地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況について、定期的に学識経験者等による評価を行い、地球温暖化の防止に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、施策の見直しを行わなければならない。 (2) 知事は、(1)の地球温暖化対策計画に基づき講じた施策の実施状況についての学識経験者等による評価の結果を、速やかに公表しなければならない。	説明会 (安曇野)	8	・ 効果の検証は、できるだけ幅広い方法を検討してもらいたい。 ・ 市町村(条例)の対応をチェックする体制はあるのか。 ・ 評価を行う学識経験者等は、地域の学識経験者で社会経済も見える学識経験者なのか。 <意見> 施策の実施状況の評価および施策の見直しにあたっては、必要に応じて事業者と十分に協議・調整していただけるようお願いいたします。	・ ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。 ・ 市町村の条例については市町村で対応するものと考えます。 ・ 今後、学識経験者の選定にあたって、留意していくものと考えます。	(要綱に同じ)
			説明会 (木曾)	9 10			
			県民意見	11			
2	11	11 率先実行 県は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる取組を率先して実施しなければならない。 (1) 法第21条第1項に規定する県の実行計画の推進に関すること。 (2) 省資源・ごみの減量化に関すること。 (3) 環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)の購入の推進に関すること。 (4) 環境に配慮した公共事業の実施に関すること。 (5) 環境に配慮したイベントの開催に関すること。 (6) その他温室効果ガスの排出の抑制等を図るために必要な取組					(要綱に同じ)
3	12	12 啓 発 県は、市町村、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会(法第26条に規定する地球温暖化対策協議会をいう。以下同じ。)等と協働して、県民及び事業者が地球温暖化の防止に関する活動に対して意欲が生じるようにするなど、啓発を行うために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	説明会 (駒ヶ根)	12 13	・ 県民の意識を変革するには、印刷物の配付だけでは効果がない。話をしながら具体的なもので説明が必要だ。 ・ パンフにはもっと具体的にこれをすれば目標が達成できるというようなものを載せてほしい。 ・ 条例のパンフには、この一冊を見れば条例の全体が見えるものを作ってほしい。(複数の条例をみなければ全体が見えないのでは困る。) ・ 県、市町村が行う教育活動が弱い。大人への啓発が大事だ。そのため県は生涯学習センターでできないか考えてみてはどうか。また、市町村の公民館活動で温暖化のテーマを組んだときは補助を出さずなど支援ができないか。	・ ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。	(要綱に同じ)
			説明会 (東御)	14			
			説明会 (岡谷)	15			
13	13	13 環境教育及び環境学習 県は、地球温暖化の防止に関する環境教育及び環境学習を、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校、職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、市町村、県民、事業者等との協働により推進するよう努めなければならない。	説明会 (木曾)	16 17	・ 環境教育、環境学習の実施はどう考えているのか。 ・ 学校現場ではもっと真剣に環境教育に取り組む必要がある。 ・ 環境学習について県が他とどう連携していくのか期待する。	・ ご意見として承ります。	(要綱に同じ)
			説明会 (中野)	18			
4	14	14 事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制 事業者は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。					(要綱に同じ)

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			発言の場	番号			
4	15	<p>15 事業者排出量削減計画書の作成等 (1) 事業者のうち、規則で定める者(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) 事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。 ア 温室効果ガスの排出の状況 イ 温室効果ガスの排出の抑制等のための基本方針、措置及び自主数値目標 ウ 計画の推進に係る体制等 (3) 特定事業者以外の事業者は、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。 (4) 事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した事業者排出量削減計画書に変更があった場合は、変更後の事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。 (5) 事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した事業者排出量削減計画書及び変更後の事業者排出量削減計画書(以下「事業者排出量削減計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。 (次ページに続く)</p>	説明会 (安曇野)	19	・ 特定事業者の報告提出は、一つの事業者に該当したものがだすのか、複数の事業者に該当したものが出すのか。	・ 一つでも該当した事業者の方に提出いただきます。	<p>(欄外の注釈を以下のとおり変更) ・「規則で定める者(特定事業者)」とは、 初年度(H18年度):エネルギーを原油に換算して1,500ki/年以上使用する事業所(改正省エネ法に準じた基準適用) 次年度以降(H19年度~):エネルギーを原油に換算して1,500ki/年以上使用する事業所を有する事業者(ただし、県内の事業所をすべて合算して提出)をいう。 (条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく)</p>
				20	・ 報告は毎年やってもらいたい。	・ ご意見として承ります。	
			説明会 (木曾)	21	・ 省エネ法の規定で国に同様の種類を提出するが、二度手間にならないか。	・ 「エネルギー使用の合理化に関する法律」はエネルギーの効率的な使用が目的であり、本条例は温室効果ガスの排出の抑制等を目的としており、それぞれの目的に沿った報告書等の提出が必要と考えます。	
				22	・ 目標をもたされてやっていくのは難しい。	・ 事業者による自主目標の設定を考えています。	
				23	・ 事業者の捉え方はどうなるのか。	・ 次のように考えます。 初年度(H18年度) エネルギーを原油に換算して1,500ki/年以上使用する事業所(改正省エネ法に準じた基準適用) 次年度以降(H19年度~) 県内の事業所におけるエネルギーの使用量の合計が原油に換算して1,500ki/年以上の事業者	
			説明会 (中野)	24	・ 公表するものは閲覧してみればと分かるものが多い。一般の人にも分かりやすいように解説してくれるようなやり方がよいのでは。	・ ご意見は、今後の参考にいたします。	
				25	・ 法律と基準を同じ数字にしたときに、説明をきちんとしてほしい。条例の数値を法律よりも小さくしたほうが、数値を把握するという意味でもよいのでは。		
県民意見	26	・ 計画書の計画期間は、一律何年から何年までと決めるのではなく、事業者が例えば自動車のリース期間終了後新たなリース期間に入るタイミングに合わせられるような期間にしてほしい。					
県民意見	27	・ 再生可能エネルギーのクレジット(例:グリーン電力証書等)を保有する場合も再生可能エネルギーとみなすと定義していただきたい。また例示で「再生可能エネルギーのクレジット(グリーン電力証書等)保有分を認める」旨の記述を記載願いたい。東京都等においても、「東京都地球温暖化対策指針」の中の「事業所内で実施するその他の削減対策(8頁)」として「環境価値の保有」を評価いただき、また「電力購入マニュアル(3頁)」の中でも評価いただいております(電力購入マニュアルのアドレス http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/greenguide/denki.pdf)。	(・ ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)				

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			発言の場	番号		
4	15	(前ページからの続き)	県民意見	28	ご意見として承ります。	(前ページからの続き)

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
4	15	(前ページからの続き)	県民意見	29	<p>(1) 提案 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)における新エネルギーに規定されている天然ガスコージェネレーションシステム(以下CGSという)は、総合効率が高く、二酸化炭素排出量の削減に大いに貢献できます。これらを普及促進するために、省エネ機器として規則などに明記していただくようお願いいたします。</p> <p>(2) 理由 ア CGSは、ガスタービン、ガスエンジン、燃料電池で発電し、そのとき発生する排熱を冷暖房・給湯に利用するので、総合エネルギー効率は70～80%に達します。また二酸化炭素排出量は、従来システムの約1/3削減することができます。なお、系統電力(火力発電)のエネルギー効率は、送電ロスを含めて約38%です。 イ 需要地点で発電するCGSは送電ロスがありません。一方、県内で消費される電力は、一部の水力発電を除いてほとんど県外から送電されてくるので、系統電力の送電ロスが4%程度あると考えます。したがって、CGSはエネルギーを効率的に利用できます。 ウ また、電気の一日のピークは午前10時頃と午後2時頃にあり、火力発電によりピーク電力を賄っています。CGSは電力のピークカット効果もあるので、電力の負荷平準化に貢献します。</p>	<p>・ ご意見として承ります。</p>	(前ページからの続き)
			県民意見	30	<p>・ (1)～(5)で記載してある計画書の作成、提出、公表について、「長野県地球温暖化対策条例(仮称)要綱の各主体による地球温暖化対策一覧表」では、対象者として市町村も義務付けられる内容が不明である。</p>	<p>・ 次のように考えます。</p> <p>初年度(H18年度) エネルギーを原油に換算して1,500kl/年以上使用する事業所(改正省エネ法に準じた基準適用)</p> <p>次年度以降(H19年度～) 県内の事業所におけるエネルギーの使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者</p> <p>(意見番号23と同じ)</p>	
			県民意見	31	<p>< 意見 > 温室効果ガスの排出状況を報告するにあたっては、電気の使用に伴うCO2排出量の算定には、電力会社から供給を受ける場合、地球温暖化対策推進法(以下、温対法)に定められている一般電気事業者から供給を受ける場合の排出係数(全電源(火力、水力、原子力等)平均)を使用することを規則等に定めていただけるようお願いいたします。 また、温室効果ガスの自主数値目標を設定するにあたっては、電気の使用量の削減に伴うCO2削減量の算定には、電力会社から供給を受ける場合、温対法に定められている上記排出係数を使用すべきであり、規則等に定めていただけるようお願いいたします。</p> <p>< 理由 > 電気使用量削減によるCO2削減効果を評価するにあたっては、火力電源のCO2排出係数を使用する考え方がありますが、削減効果が過大に評価される懸念があります。</p>	<p>・ ご意見として承ります。</p>	

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			場	番号			
4	16	16 事業者排出量削減実績報告書の提出等 (1) 事業者排出量削減計画書等を提出した事業者は、事業者排出量削減計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した事業者排出量削減実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) (1)の規定により事業者排出量削減実績報告書を提出した事業者は、事業者排出量削減実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。	県民意見	32	・「事業者が購入している再生可能エネルギーのクレジット(例:グリーン電力証書等)保有分も削減実績として評価願いたい」	(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)	
	17	17 事業者排出量削減計画書等の公表 知事は、事業者排出量削減計画書等又は事業者排出量削減実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。					(要綱に同じ)
	18	18 24時間営業等事業者による温室効果ガスの排出の状況の把握、抑制 24時間営業等事業者は、温室効果ガスの排出の状況を把握し、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制や、再生可能エネルギーの利用等の地球温暖化対策の推進に努めなければならない。 (次ページに続く)	説明会 (東御)	33	・ 24時間営業の事業所の捉え方がわからない。	・ 次のように考えます。 県内の事業所(自動販売機)におけるエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者で、かつ、次のいずれかに該当する者 24時間営業を常態とする店舗において、商品の販売又はサービスを提供する事業者(フランチャイズ契約を締結している事業者(加盟業者)の場合は、フランチャイズ本部(親業者)が書類の提出を行うこととします。)たとえば、コンビニエンスストア、スーパー、ガソリンスタンド、レンタルビデオ、ファミリーレストラン など 自動販売機(商品の授受及び金銭の受け渡しにおいて、対面販売でなく機械を相手とし、顧客自身が機械に対して決済し、直接商品を受け取るために使用される機械)により飲食物を提供する事業者	(要綱に同じ) (欄外への注釈は19番で行う。)
			説明会 (中野)	34	・ 警察などは24時間営業しているのでは。		

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
4	18	(前ページからの続き)	県民意見	35	<p>・ 現在、地球温暖化防止に関連した県条例制定の作業が進んでいます。 その一つに、コンビニ、スーパーの深夜営業を制限する案があります。 はたして、その深夜営業制限で、どれだけの効果があるか十分検討した結果ですか？ 制限しても、それほど効果がありません。 深夜の照明が目立つから、思いつきで「無駄」だと決め付けたのが発端です。 十分な実態調査をしないで報告書に纏めてた結果、間違った方向に進んでいます。 環境問題ではこの様に根拠が曖昧なまま規制だけが先走り、間違いが判明しているケースが沢山あります。 その代表的なものが、環境ホルモンとダイオキシンです。この両者は環境には大きな影響がないことが専門家の間では常識になっています。 が、ダイオキシンなどは規制の対象になってしまい、今では引っ込みがつかなくなっています。 多額の税金が投入され、まさに税金の無駄使いです。コンビニ、スーパー深夜営業規制もこの様にならないようしてほしいです。 行政はもっと別の問題を取り上げるべきです。 その一つが、都市の街灯照明をもっと落とすことです。日本の都市の街灯は明る過ぎです。とくに繁華街はです。都市工学上ある水準にすることができます。行政は、この様なことに取り組みべきです。 環境行政はもっと科学的根拠に基づいて行はなければ、将来に禍根を残します。 この点を十分に検討理解していただきたいと思ます。</p>	<p>・ 「県民計画」を土台にして、県民の意見、市町村の取組、温室効果ガスの排出の削減等を総合的に検討し、本条例に取り上げました。</p>	(前ページからの続き)
			県民意見	36	<p>・ 事業活動に於ける地球温暖化防止対策で、24時間営業をしている自販機の排出削減の取り組みは、素晴らしい提案であると理解できます。しかしその理論構築となると情緒的な説明で納得がいかないのと感じます。山奥の人気のない場所にある自販機が点灯し稼働しているのは、エネルギーの無駄であり、必要ないし、自然の景観からも不的確でないか。このような説明だけで確かにそうだと言い切れないのが、現状ではないだろうか。自販機の夜間営業権の自由とか、社会として利便性の尺度や、その社会的な面での効能性とか等を論ずる時に、その明快な理論が成り立っていないといけないのではないかと感じます。この事は環境問題ひとつとっても明快な理屈が成り立たないことに起因するからでしょうが、それだけに条例での理論武装を確実にして頂きたいと思ます。</p>		

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
4	19	<p>24時間営業等事業者排出量削減計画書の作成等</p> <p>(1) 24時間営業等事業者のうち、規則で定める者(以下「特定24時間営業等事業者」という。)は、規則で定めるところにより、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) 24時間営業等事業者排出量削減計画書には、次に掲げる内容を記載するものとする。</p> <p>ア 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>イ 温室効果ガスの排出の抑制等のための基本方針、措置及び自主数値目標</p> <p>ウ 計画の推進に係る体制等</p>	説明会 (安曇野)	37	<p>・規制緩和の流れの中で開店した24時間営業店には既得権益があるが、この条例の施行後に新規出店する店は条例に縛られてしまう。</p>	<p>・協定は締結者の合意に基づくものと考えます。</p>	(欄外の注釈を以下のとおり変更)
	19	<p>(3) 特定24時間営業等事業者以外の24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>(4) 24時間営業等事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した24時間営業等事業者排出量削減計画書に変更があった場合は、変更後の24時間営業等事業者排出量削減計画書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 24時間営業等事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した24時間営業等事業者排出量削減計画書及び変更後の24時間営業等事業者排出量削減計画書(以下「24時間営業等事業者排出量削減計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p>	説明会 (岡谷)	38	<p>・自販機関係は、マイルドすぎる。一台あたり1000円の世界税を課し、対策にまわすことはできないか。</p>	<p>・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の中で検討いたします。</p>	<p>・「24時間営業等事業者のうち規則で定める者(特定24時間営業等事業者)」とは、 県内の事業所(自動販売機)におけるエネルギー使用量の合計が原油に換算して1,500kl/年以上の事業者で、かつ、次のいずれかに該当する者をいう。 24時間営業を常態とする店舗において、商品の販売又はサービスを提供する事業者(フランチャイズ契約を締結している事業者(加盟業者)の場合は、フランチャイズ本部(親業者)が書類の提出を行うこととします。) たとえば、コンビニエンスストア、スーパー、ガソリンスタンド、レンタルビデオ、ファミリーレストラン など 自動販売機(商品の授受及び金銭の受け渡しにおいて、対面販売でなく機械を相手とし、顧客自身が機械に対して決済し、直接商品を受け取るために使用される機械)により飲食物を提供する事業者</p>
	20	<p>24時間営業等事業者排出量削減実績報告書の提出等</p> <p>(1) 24時間営業等事業者排出量削減計画書等を提出した24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定により24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を提出した24時間営業等事業者は、24時間営業等事業者排出量削減実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p>					(要綱に同じ)
21	<p>24時間営業等事業者排出量削減計画書等の公表</p> <p>知事は、24時間営業等事業者排出量削減計画書等又は24時間営業等事業者削減実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。</p>					(要綱に同じ)	

章	番号	要 綱	発言の場	番号	要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
4	22	22 24時間営業等事業者との協定 (1) 知事は、24時間営業又は自動販売機の設置に関して、関係者の意見を聴いて、事業者と協定を締結するよう努めなければならない。 (2) 知事は、24時間営業又は自動販売機の設置に関して、市町村長又は地区の代表者からの申し出を受けた場合には、関係者の意見を聴いて、市町村長又は地区の代表者並びに24時間営業等事業者と協定を締結するよう努めなければならない。	説明会 (安曇野)	39	・24時間営業については、住居地区における住民協定を考えているのか。	・住居地区に限定した協定を考えているものではありません。 ・協定は締結者の合意に基づくものと考えます。	(要綱に同じ)
			説明会 (木曾)	40	・24時間の記載には、知事が頻繁にでてくる。知事の権限強化につながるのではないかと。		
			説明会 (中野)	41	・24時間営業の協定で、県がアクションを起こすようになっているが、どんなことが想像されるのか。		
			県民意見	42	・24時間協定は、県が強権的に事業者を従わせるようなことがないようにしてほしい。(条文にすることでそうならないのではないか。)		
	23	23 24時間営業等事業者との協定の公表 知事は、22の規定による協定が締結されたときは、規則で定める方法により、その内容を公表しなければならない。					(要綱に同じ)
5	24	24 自動車から公共交通機関等への利用転換 (1) 県民、事業者並びに滞在者及び旅行者は、日常生活、事業活動、滞在中及び旅行中の活動において、自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)の使用を抑制し、公共交通機関又は自転車の利用等に努めなければならない。 (2) 県は、公共交通機関の利便性の向上に努めなければならない。	県民意見	43	・自動車から公共交通機関や自転車への利用転換は大変重要なことですが、一方で、自動車の利用は当面増えることが予想される。 このため、道路整備による渋滞解消やネットワーク化により、自動車の走行時間が減少し、CO2等の排出量が減ることが考えられる。 このことから、温暖化対策として「道路整備の促進」等の観点を入れるよう検討いただきたい。	・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。 ・地域ごとの課題に対応する懇談会などを想定しています。	(要綱に同じ)
			説明会 (駒ヶ根)	44	・県は、公共交通機関の利便性の向上を図るとあるが、何をやるのか。		
	25	25 従業員の通勤に伴う自己所有自動車の使用の抑制 事業者は、その従業員が通勤のために使用する自己所有の自動車の使用の抑制に努めなければならない。	説明会 (岡谷)	45	・マイカー通勤の抑制は、今回は努力義務だが、前は義務となっていた。義務のほうが効果が高いと思うが。	・「企業の立地は都市部だけではない。」という意見もあり、一定要件を外して努力義務としました。	(要綱に同じ)
	26	26 自動車等の適正な整備及び運転の推進 自動車等(自動車及び道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付き自転車をいう。以下同じ。)を使用し、又は所有する者は、温室効果ガスの排出の量を最小限に抑制するための自動車等の適正な整備及び運転に努めなければならない。					(要綱に同じ)

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
5	27	27 アイドリング・ストップの実施 自動車等を運転する者は、駐車(客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車等を継続的に停止させること(人の乗降のための停止を除く。))又は自動車等を停止させ、かつ、当該自動車等を運転する者が直ちに運転することができない程度にその自動車を離れることをいう。以下同じ。)をすときは、当該自動車等の原動機を停止(以下「アイドリング・ストップ」という。)するよう努めなければならない。ただし、アイドリング・ストップすることができないことにつきやむを得ない事情があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。	県民意見	46	・アイドリングストップは、何秒以上はする、といった具体的なものを示してほしい。(呼びかけだけではだめ。)	ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。	(要綱に同じ)
	県民意見	47	・よくステッカーを貼った車を頻繁に見かけるようになりましたが、未だ一度も実際にストップした車を見かけません。 啓蒙活動も有効とは思いますが、これは中々難しい面があると思います。 冬場の極寒期に、また夏場の猛暑の中でのアイドリングストップは、困難な面も有ると思います。温室効果ガスの上位とされる排気ガスについて、そうも言って居られないと思います。 各自治体、新旧町村単位での、各個への啓蒙活動をして、各々の意識の向上を図ることしかないのかと思います。 放送媒体のみならず、あらゆる媒体、企業広告等の活用など、官民、企業個人のレベルまで引き上げなければ、効果は期待できないと考えます。たとえば、直接関係はありませんので、外れているかも知れませんが、たとえば安協の街頭指導時などでも協力頂いたり、多面での啓蒙活動が必要ではないかと感じております。				
	28	28 駐車場設置者等のアイドリング・ストップの周知義務 (1) 駐車場を設置、又は管理している者(以下「駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合(27ただし書に規定する場合を除く。(2)において同じ。)においてはアイドリング・ストップを行うことを周知するよう努めなければならない。 (2) 駐車場設置者等のうち、規則で定める者(以下「特定駐車場設置者等」という。)は、当該駐車場を利用する者に対し、看板、書面等により、当該駐車場で自動車等を駐車する場合にはアイドリング・ストップを行うことを周知しなければならない。				(欄外の注釈を以下のとおり変更) ・「駐車場設置者等のうち、規則で定める者(特定駐車場設置者等)」とは、次に掲げるもののうち、駐車面積500㎡以上の駐車場を設置又は管理している者をいう。 ・駐車場法第2条第1号に規定する路上駐車場又は同第12条に規定する路外駐車場 ・自動車ターミナル法第3条に規定する一般自動車ターミナル又は同法第15条に規定する専用バスターミナル ・道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場 ・大規模小売店舗立地法第5条に規定する届出を行った大規模小売店舗に係る駐車場	

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
5	29	29 環境性能に優れた自動車等の使用、購入自動車等を使用、又は購入しようとする者は、環境性能に優れた自動車等(温室効果ガスを排出しないか、又はその量が相当程度少ない自動車等をいう。以下同じ。)を使用、又は購入するよう努めなければならない。	県民意見	48	・環境性能の高い車は、具体的に車名を示してほしい。	<p>・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。</p> <p>(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)</p>	<p>(欄外の注釈を以下のとおり変更)</p> <p>・「環境性能に優れた自動車等」とは、「天然ガス自動車」、「メタノール自動車」、「電気自動車」、「ハイブリッド自動車」、「燃料電池自動車」、及び「国土交通省が定める燃費基準達成車(ガソリン、LPG(貨物を除く)、ディーゼル)」をいう。</p>
			県民意見	49	・ディーゼル車、CNG、LPガス車の取扱も明記してほしい。基盤整備はどうするのかも具体的に示す必要がある。		
			県民意見	50	<p>(1)注釈の具体例の説明文の見直し提案 「環境性能に優れた自動車等」の説明文を新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)の説明に変更をお願いいたします。</p> <p>(2)理由 ア 長野県もその環境性を評価して、天然ガス自動車を導入しています。現在、天然ガス自動車は、全国で2万5千台以上が普及し、長野県でも約100台が普及し、専用ガススタンドも全国で280箇所以上が整備されており、長野県内では、松本ガスが設置しましたので2箇所となっています。長野県ガス協会としても各事業者が専用ガススタンドや天然ガス自動車の普及に積極的に取り組んで参ります。</p> <p>イ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)においては、「天然ガス自動車」「メタノール自動車」「電気自動車」「ハイブリッド自動車」「燃料電池自動車」を、クリーンエネルギー自動車(CEV)と定義しています。(広義のCEVには、「ディーゼル代替LPガス自動車」も含まれます。)</p> <p>ウ また、改正省エネルギー法(平成18年4月より)においては、運輸分野における二酸化炭素の排出削減を盛り込んでおり、輸送事業者の判断基準として「ハイブリッド車、天然ガス自動車、トッランナー燃費基準達成車、アイドリングストップ装置装着車輛等の低燃費車等を導入すること」としています。</p> <p>エ 国土交通省では、平成17年度より「天然ガス自動車(CNG車)普及促進モデル事業」をスタートし、自治体を中心とした天然ガス自動車導入にむけた環境整備を実施しております。</p> <p>オ 本条例では、「環境性能に優れた自動車等」の具体例として、「ハイブリッド自動車」「燃費性能の優れた自動車」「電気自動車」を具体的に明記しておりますが、この表現では、既に実用段階にある「天然ガス自動車」を導入している、あるいは今後導入しようとしている事業者にとって、インセンティブに欠けるものと思われ、事業者の選択枠を限定することになりかねません。</p> <p>(参考)天然ガス自動車の環境性 軽油やガソリンと比較してクリーンな天然ガスを燃料とするため、走行中の二酸化炭素排出量を10～25%削減できます。また、排ガスから黒煙や硫黄酸化物を排出せず、窒素酸化物の排出量も大幅に少ない低公害車です。</p>	<p>(事務局案) 「環境性能に優れた自動車等」の対象車について 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第1条第8号及び第9号に規定するもの ・第8号 天然ガス又はメタノールを自動車の動力を得ることに利用すること。 「天然ガス自動車」、「メタノール自動車」 ・第9号 電気を変換して得られる動力を自動車の動力として利用すること。 「電気自動車」、「ハイブリッド自動車」、「燃料電池自動車」 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(国土交通省)によるもの ・平成22年度燃費基準達成車(ガソリン又はLPG) ・平成17年度年燃費基準達成車(ディーゼル) ・平成22年度燃費基準5%向上達成車(ガソリン又はLPG) ・平成17年度燃費基準5%向上達成車(ディーゼル)</p>	

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			場	番号			
	30	<p>30 自動車販売事業者等による環境情報の提供</p> <p>(1) 過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車(以下「新車」という。)を販売する者(以下「自動車販売事業者」という。)は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車について規則で定める事項(以下「環境情報」という。)について情報提供し、説明を行うよう努めなければならない。</p> <p>(2) 自動車販売事業者のうち、規則で定める者(以下「特定自動車販売事業者」という。)は、新車を購入しようとする者に対し、環境情報について情報提供し、説明を行わなければならない。</p> <p>(3) 自動車賃貸事業者は、自動車を賃借しようとする者に対し、環境情報について情報提供し、説明を行うよう努めなければならない。</p>					<p>(要綱30の(1)と(2)を統合して義務化したもの)</p> <p>30 環境情報の提供</p> <p>(1) 過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車(以下「新車」という。)を販売する者は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車について規則で定める事項(以下「環境情報」という。)について情報提供し、説明を行わなければならない。</p> <p>(2) 自動車賃貸事業者は、自動車を賃借しようとする者に対し、環境情報について情報提供し、説明を行うよう努めなければならない。</p>
5	31	<p>31 自動車管理計画書の作成等</p> <p>(1) 県内の事業所において自動車を使用する者(以下「自動車使用事業者」という。)のうち、規則で定める者(以下「大口自動車使用事業者」という。)は、地球温暖化対策指針に基づき、規則で定めるところにより、自動車管理計画書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) 自動車管理計画書には、環境性能に優れた自動車の導入を図るための基本方針、措置及び自主数値目標等を記載するものとする。</p> <p>(3) 大口自動車使用事業者以外の自動車使用事業者は、自動車管理計画書を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>(4) 自動車使用事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した自動車管理計画書に変更があった場合は、変更後の自動車管理計画書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(5) 自動車使用事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した自動車管理計画書及び変更後の自動車管理計画書(以下「自動車管理計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p>	県民意見	51	<p><意見></p> <p>改正省エネ法において、一定規模以上の運輸事業者、荷主に対して省エネ計画の策定、エネルギー使用量等を国へ報告することが義務化されるため、二重規制となる懸念があります。</p>	<p>・「エネルギー使用の合理化に関する法律」はエネルギーの効率的な使用が目的であり、本条例は温室効果ガスの排出の抑制等を目的としており、それぞれの目的に沿った報告書等の提出が必要と考えます。</p>	<p>(欄外の注釈を以下のとおり変更)</p> <p>・「規則で定める者(大口自動車使用事業者)」とは、道路運送法に基づく運送事業者(いわゆる緑・黒ナンバー事業者)のうち、次の台数以上の自動車を使用する者をいう。 貨物200台以上、バス200台以上、タクシー350台以上(改正省エネ法に準じた基準適用) (条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく)</p>
	32	<p>32 自動車管理実績報告書の提出等</p> <p>(1) 自動車管理計画書等を提出した自動車使用事業者は、自動車管理計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した自動車管理実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定により自動車管理実績報告書を提出した自動車使用事業者は、自動車管理実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p>					<p>(要綱に同じ)</p>
	33	<p>33 自動車管理計画書等の公表</p> <p>知事は、自動車管理計画書等又は自動車管理実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。</p>					<p>(要綱に同じ)</p>
6	34	<p>34 エネルギー消費量の少ない電気機器等の使用、購入</p> <p>電気機器等を使用、又は購入しようとする者は、エネルギー消費量の少ない電気機器等を使用、又は購入するよう努めなければならない。</p>					<p>(要綱に同じ)</p>

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
6	35	<p>35 特定電気機器等における省エネラベルの表示 (1) 電気機器等のうち、規則で定めるもの(以下「特定電気機器等」という。)を店頭において販売する者(以下「電気機器等販売事業者」という。)は、当該販売店において、陳列する特定電気機器等について、相対評価その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等を示す事項を記載した知事が定める書面(以下「省エネラベル」という。)を、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行うよう努めなければならない。 (2) 電気機器等販売事業者のうち、規則で定める者(以下「特定電気機器等販売事業者」という。)は、当該販売店において、省エネラベルを、当該特定電気機器等の見やすい位置に掲出し、説明を行わなければならない。</p>	説明会 (中野)	52	<p>・省エネラベルの対象を、買う頻度の高いパソコンなどの家電製品に広げてもらえないか。</p> <p>(1)表記の見直しの提案 「電気機器等」を「エネルギー消費機器」か、または「電気・ガス機器等」と改めることをお願いいたします。また、注釈の具体例の説明文中に、「エアコン」「電気冷蔵庫」に加えて「暖房機器」「給湯器」の追加をお願いいたします。 (2)理由 ア 「電気機器等」と表現することは、電気の使用量を削減することが第一であるようなイメージをうけます。家庭におけるエネルギー消費機器には、家電製品の他にも、ガス機器や石油機器等があり、特に寒冷地の長野県においては、冬場の暖房機器としてガス機器や石油機器が多く使用されています。 また、技術が日進月歩の今日では、家電製品と同様に、ガス機器についても、「潜熱回収型高効率給湯器(エコジョーズ)」「家庭用ガスエンジン給湯器(エコウィル)」「高効率バーナコンロ」など省エネルギー化が進んでおり、これら省エネルギー製品を使用することは、地球温暖化対策に対して実効性が高いものと思われ イ 家庭用エネルギー消費量用途別構成比(出典:エネルギー・経済統計要覧、2002年度)では、家庭におけるエネルギー消費量の27.3%が給湯用、28.8%が暖房用となっており、家庭におけるエネルギー消費量の約6割が温熱需要で占められています。 ウ 一般家庭における省エネルギーを図るうえで、この温熱需要に必要となるエネルギーを削減することは非常に効果的であり、特に寒冷地の長野県においては、高効率タイプの暖房機器や給湯器を普及させることは、地球温暖化対策に対して実効性が高いものと思われ る。</p>	<p>検討会の考え方(原案)</p> <p>・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。</p>	<p>最終報告(案)</p> <p>(欄外の注釈を以下のとおり変更) ・「電気機器等のうち、規則で定めるもの(特定電気機器等)」とは、「エアコン」、「電気冷蔵庫」、「ブラウン管テレビ」をいう。 ・「電気機器等販売事業者のうち、規則で定める者(特定電気機器等販売事業者)」とは、特定電気機器等のうちで、いずれかの特定電気機器等を5台以上陳列している者をいう。(この場合、特定電気機器等すべてに省エネラベルを掲出することとします。)</p>
			県民意見	53			
7	36	<p>36 環境性能の向上 住宅をはじめ建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ)の新築、増築及び改築(以下「新築等」という。)をしようとする者(以下「建築主」という。)は、建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、地球温暖化対策指針に基づき、必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p>				<p>(要綱に同じ)</p>	

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			場	番号			
7	37	37 建築物環境性能向上計画書の作成等 (1) 建築主のうち、規則で定める者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物環境性能向上計画書を作成し、知事に提出しなければならない。 (2) 建築物環境性能向上計画書には、温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針、措置等を記載するものとする。 (3) 特定建築主は、(1)の規定により提出した建築物環境性能向上計画書に変更があった場合は、変更後の建築物環境性能向上計画書を知事に提出しなければならない。 (4) 特定建築主は、(1)及び(3)の規定により提出した建築物環境性能向上計画書及び変更後の建築物環境性能向上計画書(以下「建築物環境性能向上計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。	県民意見	54	<意見> 改正省エネ法においても同様に住宅・建築物に関し、省エネ措置の届出が義務化されるため、二重規制となる懸念があります。	・「エネルギー使用の合理化に関する法律」はエネルギーの効率的な使用が目的であり、本条例は温室効果ガスの排出の抑制等を目的としており、それぞれの目的に沿った報告書等の提出が必要と考えます。	(欄外の注釈を以下のとおり変更) ・「規則で定める者(特定建築主)」とは、延床面積2,000㎡以上(住宅を含む)の建築物を新築等しようとする者をいう。(改正省エネ法に準じた基準適用)(条例の定着と対象の捕捉、実施の効果をみながら範囲を広げていく)
	38	38 建築物環境性能向上計画書等の公表 知事は、建築物環境性能向上計画書等の提出があったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。					(要綱に同じ)
8	39	39 再生可能エネルギーの優先的利用 県民及び事業者は、日常生活及び事業活動において、再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。	県民意見	55	・再生可能エネルギーは、やりたい人ができるような具体的な事例を示してもらいたい。	・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。	
			県民意見	56	・マイクロ水力活用には水利権の問題がある。県が解決してほしい。		
			県民意見	57	(1) 表現の見直しの提案 「再生可能エネルギー」を「再生可能エネルギーおよび新エネルギー(以下「再生可能エネルギー等」という)に改めることをお願いいたします。 (2) 理由 ア 現実問題として、再生可能エネルギー単独では、利用促進にいたるまでの事業化が困難な場合や事業規模が小さくて実効に乏しい場合が多いといえます。 イ すなわち、「再生可能エネルギー対その他のエネルギー」という考え方では、実効が上がらないのではない懸念があります。 ウ 対策が進んだ地域をみると、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)で「従来型エネルギーの新利用形態」として「新エネルギー」にカウントされている天然ガスコージェネレーションシステムや燃料電池などの安定した熱源・電力源との組み合わせが検討されています。 エ 県の条例要綱をみると、県民は「再生可能エネルギー以外のエネルギーは地球温暖化対策に貢献しない」と誤解する危険性があります。「地球温暖化対策」のかけ声だけでなく、県内での温室効果ガス排出抑制の実効を担保するためには、もう少し県民(あるいは事業者)に地球温暖化対策の具体的な方法を指示・誘導できる表現に改めるべきではないでしょうか。(参考)環境特性に優れたエネルギーとして、新エネルギー法では「新エネルギー」が定められています。「新エネルギー」には、「再生可能エネルギー」だけでなく、「従来型エネルギーの新利用形態」(クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池)も加えられています。	(・「再生可能エネルギー」の範囲については、第10回検討会で検討します。)	

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
8	40	40 県による再生可能エネルギーの導入、活用 県は、率先して再生可能エネルギーを導入、活用するよ う努めなければならない。	説明会 (岡谷)	58	・長野県独自のエネルギー源を使った施策が重要と 思う。	・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討 の中で参考にいたします。 (要綱に同じ)	
	41	41 再生可能エネルギー導入計画書の作成等 (1) 県内にエネルギーを供給している者(以下「エネル ギー供給事業者」という。)のうち、規則で定める者(以下 「特定エネルギー供給事業者」という。)は、規則で定める ところにより、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、 知事に提出しなければならない。 (2) 再生可能エネルギー導入計画書には、次に掲げ る内容を記載するものとする。 ア エネルギー供給量に対する再生可能エネルギー 由来のエネルギーの供給量の割合の拡大に係る基本方 針、措置及び自主数値目標 イ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の 状況 ウ エネルギーの供給に伴う温室効果ガスの排出の 量の削減を図るための基本方針、措置及び自主数値目 標 エ 計画の推進に係る体制等 (次ページに続く)	県民意見	59	・再生可能エネルギーのクレジット(例:グリーン電力 証書等)を保有する場合も再生可能エネルギーと評価 いただきたい。また例示で「再生可能エネルギーのク レジット(グリーン電力証書等)保有分を認める」旨の 記述を記載願いたい。東京都等においても、「東京都 地球温暖化対策指針」の中の「事業所内で実施する その他の削減対策(8頁)」として「環境価値の保有」を 評価いただき、また「電力購入マニュアル(3頁)」の中 でも評価いただいております(電力購入マニュアルの アドレス http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kikaku/green- guide/denki.pdf)。	(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)	(欄外の注釈を以下のとおり変更) ・「県内にエネルギーを供給している者(エネルギー供給 事業者)のうち、規則で定める者(特定エネルギー供給事 業者)」とは、 一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事 業者のうち、年間10億kWh以上の電力を県内に供給する 事業者をいう。
			県民意見	60	<意見> 再生可能エネルギーの導入計画書・実績報告書 を作成・提出・公表することに関しては、企業経営および お客さまに影響を与えるおそれがあることから、エネ ルギー源種類ごとには細分化せず、一括とさせていただ けるようお願いいたします。 <理由> RPS法では、事業者ごとのエネルギー源別の利用 目標量までは定められておらず、事業者に電源選択 の自由度を認めることで、より低コストで再生可能エネ ルギーの導入を進めることとなっています。言い換え れば、エネルギー源ごとの評価基準が存在しないもの と考えることができます。したがって、エネルギー源の 種類が分かるものを記載することは、RPS法の趣旨に 反するものと考えます。 RPS法は、電気事業者が利用目標量を遵守するに あたり、風力など新エネルギーが地域的に偏在してい ることに配慮し、自らがRPS法対象電源を開発するほ か、新エネルギー等電気相当量(通称:RPSクレジット) の売買を認めるなど、全国規模での市場メカニズ ムを活用しようというものです。 このような市場メカニズムを活用したRPS法のもと で、再生可能エネルギーの内訳(計画・実績)が公表 された場合、容易にRPS法対象電源の導入状況が把 握できることとなり、結果としてRPSクレジット価格の高 騰など、経済合理的な利用目標量の達成が阻害さ れ、電力自由化における当社の「競争上の地位」が侵 害されるおそれがあります。 資源エネルギー庁では、上述のようなRPS法対象 事業者への影響に配慮し、事業者ごとの再生可能エ ネルギー源の内訳公表はしていません。		

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
8	41	(1),(2)について前ページからの続き	県民意見	61	<p><意見> 東京都の環境確保条例施行規則にもあるように、「公表内容は企業経営に関する事項等、公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上の地位、その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。」等規則に明記していただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> 長野県情報公開条例では、情報公開法と同様に競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、非開示とされる記載があります。また、長野県地球温暖化対策条例(仮称)の上位条例となる長野県環境基本条例においても、「県は、個人及び法人の権利利益を保護しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。」との記載があることから、本条例についても同様な配慮が必要と考えます。</p>	(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)	
			県民意見	62	<p><意見> 導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値ではなく、当社全体での数値とさせていただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> 当社は、長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重におよぶ中部5県下に保有する発電設備・送配電設備といった電力設備を総合的に運用して、事業活動を行っています。特に再生可能エネルギーについては、地域の社会的・自然的特性や各電源の経済性・運転特性などを総合的に判断し、再生可能エネルギー全体としての発電量増加に最大限努めており、その導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値を示すことが難しい点についてご理解願います。</p> <p>また、条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、長野県に特化した数値でなくとも、再生可能エネルギーの発電量全体を公表することで普及の程度は県民にお知らせすることができます。</p>		
			県民意見	63	<p><意見> 導入計画書に目標年度を記載することを検討される場合は、当社と十分調整くださるようお願いいたします。</p> <p><理由> 電源開発は計画から運開までに年月がかかり、毎年一律の改善という性格のものではありません。</p>		
		<p>(3) 特定エネルギー供給事業者以外のエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書を作成し、知事に提出することができる。</p> <p>(4) エネルギー供給事業者は、(1)又は(3)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書に変更があった場合は、変更後の再生可能エネルギー導入計画書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(次ページに続く)</p>			(第10回検討会で検討します。)		

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
8	41	<p>(前ページからの続き)</p> <p>(5) エネルギー供給事業者は、(1)、(3)及び(4)の規定により提出した再生可能エネルギー導入計画書及び変更後の再生可能エネルギー導入計画書(以下「再生可能エネルギー導入計画書等」という。)を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>(次ページに続く)</p>	県民意見 (再掲)	60	<p><意見> 再生可能エネルギーの導入計画書・実績報告書を作成・提出・公表することに関しては、企業経営およびお客さまに影響を与えるおそれがあることから、エネルギー源種類ごとには細分化せず、一括とさせていただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> RPS法では、事業者ごとのエネルギー源別の利用目標量までは定められておらず、事業者に電源選択の自由度を認めることで、より低コストで再生可能エネルギーの導入を進めることとなっています。言い換えれば、エネルギー源ごとの評価基準が存在しないものと考えられます。したがって、エネルギー源の種類が分かるものを記載することは、RPS法の趣旨に反するものと考えます。</p> <p>RPS法は、電気事業者が利用目標量を遵守するにあたり、風力など新エネルギーが地域的に偏在していることに配慮し、自らがRPS法対象電源を開発するほか、新エネルギー等電気相当量(通称:RPSクレジット)の売買を認めるなど、全国規模での市場メカニズムを活用しようというものです。</p> <p>このような市場メカニズムを活用したRPS法のもとで、再生可能エネルギーの内訳(計画・実績)が公表された場合、容易にRPS法対象電源の導入状況が把握できることとなり、結果としてRPSクレジット価格の高騰など、経済合理的な利用目標量の達成が阻害され、電力自由化における当社の「競争上の地位」が侵害されるおそれがあります。</p> <p>資源エネルギー庁では、上述のようなRPS法対象事業者への影響に配慮し、事業者ごとの再生可能エネルギー源の内訳公表はしていません。</p>	<p>(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)</p>	
	県民意見 (再掲)	61	<p><意見> 東京都の環境確保条例施行規則にもあるように、「公表内容は企業経営に関する事項等、公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上の地位、その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。」等規則に明記していただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> 長野県情報公開条例では、情報公開法と同様に競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、非開示とされる記載があります。また、長野県地球温暖化対策条例(仮称)の上位条例となる長野県環境基本条例においても、「県は、個人及び法人の権利利益を保護しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。」との記載があることから、本条例についても同様な配慮が必要と考えます。</p>				

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
41	(5)について前ページからの続き)		県民意見 (再掲)	62	<p><意見> 導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値ではなく、当社全体での数値とさせていただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> 当社は、長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重におよぶ中部5県下に保有する発電設備・送配電設備といった電力設備を総合的に運用して、事業活動を行っています。特に再生可能エネルギーについては、地域の社会的・自然的特性や各電源の経済性・運転特性などを総合的に判断し、再生可能エネルギー全体としての発電量増加に最大限努めており、その導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値を示すことが難しい点についてご理解願います。</p> <p>また、条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、長野県に特化した数値でなくとも、再生可能エネルギーの発電量全体を公表することで普及の程度は県民にお知らせすることができます。</p>		
			県民意見 (再掲)	63	<p><意見> 導入計画書に目標年度を記載することを検討される場合は、当社と十分調整くださるようお願いいたします。</p> <p><理由> 電源開発は計画から運開までに年月がかかり、毎年一律の改善という性格のものではありません。</p>		
8	42	<p>42 再生可能エネルギー導入実績報告書の提出等 (1) 再生可能エネルギー導入計画書等を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入計画書等に基づく措置の実施状況等を記載した再生可能エネルギー導入実績報告書を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>(2) (1)の規定により再生可能エネルギー導入実績報告書を提出したエネルギー供給事業者は、再生可能エネルギー導入実績報告書を、規則で定める方法により、公表しなければならない。</p> <p>(次ページに続く)</p>	県民意見 (再掲)	60	<p><意見> 再生可能エネルギーの導入計画書・実績報告書を作成・提出・公表することに関しては、企業経営およびお客さまに影響を与えるおそれがあることから、エネルギー源種類ごとには細分化せず、一括とさせていただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> RPS法では、事業者ごとのエネルギー源別の利用目標量までは定められておらず、事業者に電源選択の自由度を認めることで、より低コストで再生可能エネルギーの導入を進めることとなっています。言い換えれば、エネルギー源ごとの評価基準が存在しないものと考えられます。したがって、エネルギー源の種類が分かるものを記載することは、RPS法の趣旨に反するものと考えます。</p> <p>RPS法は、電気事業者が利用目標量を遵守するにあたり、風力など新エネルギーが地域的に偏在していることに配慮し、自らがRPS法対象電源を開発するほか、新エネルギー等電気相当量(通称:RPSクレジット)の売買を認めるなど、全国規模での市場メカニズムを活用しようというものです。</p> <p>このような市場メカニズムを活用したRPS法のもとで、再生可能エネルギーの内訳(計画・実績)が公表された場合、容易にRPS法対象電源の導入状況が把握できることとなり、結果としてRPSクレジット価格の高騰など、経済合理的な利用目標量の達成が阻害され、電力自由化における当社の「競争上の地位」が侵害されるおそれがあります。</p> <p>資源エネルギー庁では、上述のようなRPS法対象事業者への影響に配慮し、事業者ごとの再生可能エネルギー源の内訳公表はしていません。</p>	(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)	

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
8	42	(前ページからの続き)	県民意見 (再掲)	61	<p><意見> 東京都の環境確保条例施行規則にもあるように、「公表内容は企業経営に関する事項等、公表することにより特定エネルギー供給事業者の競争上の地位、その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないものとする。」等規則に明記していただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> 長野県情報公開条例では、情報公開法と同様に競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、非開示とされる記載があります。また、長野県地球温暖化対策条例(仮称)の上位条例となる長野県環境基本条例においても、「県は、個人及び法人の権利利益を保護しつつ、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。」との記載があることから、本条例についても同様な配慮が必要と考えます。</p>	(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)	
			県民意見 (再掲)	62	<p><意見> 導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値ではなく、当社全体での数値とさせていただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> 当社は、長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重におよぶ中部5県下に保有する発電設備・送配電設備といった電力設備を総合的に運用して、事業活動を行っています。特に再生可能エネルギーについては、地域の社会的・自然的特性や各電源の経済性・運転特性などを総合的に判断し、再生可能エネルギー全体としての発電量増加に最大限努めており、その導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値を示すことが難しい点についてご理解願います。</p> <p>また、条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、長野県に特化した数値でなくとも、再生可能エネルギーの発電量全体を公表することで普及の程度は県民にお知らせすることができます。</p>		
			県民意見 (再掲)	63	<p><意見> 導入計画書に目標年度を記載することを検討される場合は、当社と十分調整くださるようお願いいたします。</p> <p><理由> 電源開発は計画から運開までに年月がかかり、毎年一律の改善という性格のものではありません。</p>		

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)	
			発言の場	番号			
8	43	43 再生可能エネルギー導入計画書等の公表 知事は、再生可能エネルギー導入計画書等又は再生可 能エネルギー導入実績報告書の提出があったときは、速 やかに、その内容を公表しなければならない。 (次ページに続く)	県民意見 (再掲)	60	<p><意見> 再生可能エネルギーの導入計画書・実績報告書を 作成・提出・公表することに関しては、企業経営および お客さまに影響を与えるおそれがあることから、エネ ルギー源種類ごとには細分化せず、一括とさせていた だけようお願いします。</p> <p><理由> RPS法では、事業者ごとのエネルギー源別の利用 目標量までは定められておらず、事業者に電源選択 の自由度を認めることで、より低コストで再生可能エネ ルギーの導入を進めることとなっています。言い換え れば、エネルギー源ごとの評価基準が存在しないもの と考えることができます。したがって、エネルギー源の 種類が分かるものを記載することは、RPS法の趣旨に 反するものと考えます。</p> <p>RPS法は、電気事業者が利用目標量を遵守するに あたり、風力など新エネルギーが地域的に偏在してい ることに配慮し、自らがRPS法対象電源を開発するほ か、新エネルギー等電気相当量(通称:RPSクレジット) の売買を認めるなど、全国規模での市場メカニズ ムを活用しようというものです。</p> <p>このような市場メカニズムを活用したRPS法のもと で、再生可能エネルギーの内訳(計画・実績)が公表 された場合、容易にRPS法対象電源の導入状況が把 握できることとなり、結果としてRPSクレジット価格の高 騰など、経済合理的な利用目標量の達成が阻害さ れ、電力自由化における当社の「競争上の地位」が侵 害されるおそれがあります。</p> <p>資源エネルギー庁では、上述のようなRPS法対象 事業者への影響に配慮し、事業者ごとの再生可能エ ネルギー源の内訳公表はしていません。</p>	(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)	
			県民意見 (再掲)	61	<p><意見> 東京都の環境確保条例施行規則にもあるように、 「公表内容は企業経営に関する事項等、公表すること により特定エネルギー供給事業者の競争上の地位、 その他社会的な地位が損なわれる事項を含まないも のとする。」等規則に明記していただけるよう願いま す。</p> <p><理由> 長野県情報公開条例では、情報公開法と同様に競 争上の地位その他正当な利益を害すると認められる ものは、非開示とされる記載があります。また、長野県 地球温暖化対策条例(仮称)の上位条例となる長野県 環境基本条例においても、「県は、個人及び法人の権 利利益を保護しつつ、環境の保全に関する必要な情 報を適切に提供するよう努めるものとする。」との記載 があることから、本条例についても同様な配慮が必要 と考えます。</p>		

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			場	番号			
8	43	(前ページからの続き)	県民意見 (再掲)	62	<p><意見> 導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値ではなく、当社全体での数値とさせていただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> 当社は、長野県をはじめ静岡、愛知、岐阜、三重におよぶ中部5県下に保有する発電設備・送配電設備といった電力設備を総合的に運用して、事業活動を行っています。特に再生可能エネルギーについては、地域の社会的・自然的特性や各電源の経済性・運転特性などを総合的に判断し、再生可能エネルギー全体としての発電量増加に最大限努めており、その導入計画書・実績報告書の提出・公表にあたっては、長野県に特化した数値を示すことが難しい点についてご理解願います。</p> <p>また、条例の趣旨は、「温室効果ガス排出量の削減」であることから、長野県に特化した数値でなくとも、再生可能エネルギーの発電量全体を公表することで普及の程度は県民にお知らせすることができます。</p>	(・ご意見の趣旨については、第10回検討会で検討します。)	
			県民意見 (再掲)	63	<p><意見> 導入計画書に目標年度を記載することを検討される場合は、当社と十分調整くださるようお願いいたします。</p> <p><理由> 電源開発は計画から運開までに年月がかかり、毎年一律の改善という性格のものではありません。</p>		
9	44	44 森林の整備による地球温暖化対策 県、県民及び事業者は、協働して、国及び市町村と連携して、二酸化炭素の吸収源である森林整備の推進に努めなければならない。	県民意見	64	<p><意見> 本項目を実効性のあるものとするためには、「地球温暖化防止県民計画」で記載されている「森林吸収量はカウントしない」という考え方を見直していただけるようお願いいたします。</p> <p><理由> 県内で間伐した木材をバイオマス燃料として燃やした際は、森林吸収量をカウントしなければ、CO2排出になります。</p>	<p>・ご意見として承ります。</p>	(要綱に同じ)
	45	45 県産材の活用による森林整備の推進 県、県民及び事業者は、国及び市町村と連携して、木質燃料、住宅資材その他県産材の利用促進に努めなければならない。			(要綱に同じ)		
10	46	46 廃棄物の発生抑制等による地球温暖化対策 県民、事業者並びに滞在者及び旅行者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、日常生活、事業活動、滞在中又は旅行中の活動において、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源としての有効利用に努めなければならない。	説明会 (安曇野)	65	・廃棄物条例との関係はどうなっているのか。	<p>・当該条例と連携して地球温暖化対策を推進していくものと考えます。</p>	(要綱に同じ)
			説明会 (岡谷)	66	・廃棄物については、温暖化対策として具体的に何かいえないのか。	<p>・具体的な措置は、今後実施する施策の中で検討するものと考えます。</p>	
			県民意見	67	・中間処分と最終処分では、同じ材料(木材など)で手続きはほぼ同一でもかたやエネルギー、かたや廃棄物と取扱が違って来る。他法令との整合性は整理してほしい。	<p>・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。</p>	
			県民意見	68	・溶融炉を設置する市町村が多いが、二酸化炭素の発生源になる。ゴミと温暖化と反することになる。	<p>・ご意見として承ります。</p>	
	47	47 環境物品等の購入の促進 物品を購入しようとする者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、環境配慮事業者等により提供される環境物品等を選択するよう努めなければならない。					(要綱に同じ)

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			場	番号			
11	48	<p>48 推進体制</p> <p>(1) 長野県地球温暖化防止活動推進センターは、県域における地球温暖化対策の中核的支援組織として積極的な取組を推進するよう努めなければならない。</p> <p>(2) 法第23条の規定による地球温暖化防止活動推進員は、地域における地球温暖化対策の指導的役割を發揮するよう努めなければならない。</p> <p>(3) 地球温暖化対策地域協議会は、地域における地球温暖化対策を担う実践組織として積極的な取組を推進するよう努めなければならない。</p> <p>(4) 県は、地球温暖化対策を推進するため、県民、市町村、事業者、長野県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策地域協議会の連携と協働を促進し、そのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>					(要綱に同じ)
12	49	<p>49 顕彰の実施</p> <p>知事は、地球温暖化対策に関し、特に優れた取組みをした者に対し、顕彰を行うものとする。</p>	説明会 (安曇野)	69	・よくやった人には助成するなり補助するなりすべきだ。	<p>・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。</p>	<p>(欄外に以下の注釈を追加)</p> <p>・「顕彰」は、たとえば、「優良事業者ステッカーの表示」、「優良事業者の表彰」など</p>
			説明会 (駒ヶ根)	70	・県庁から離れ大きい都市以外の場所でも説明会を開催する姿勢は評価する。温暖化対策に貢献した人には、税金を安くするなどの施策をお願いしたい。		
			説明会 (木曾)	71	・褒美がないと人間は動かない。そういうものを条例に盛り込む必要がある。		
			説明会 (岡谷)	72	・県民の責務として「ねばならない」と言わなくてはならないのか。県民が一生懸命やろうという気持ちにさせるのが県の責務と考える。 この条例は、「してはならない」ではなくて「してほしい、やるべきだ」という方向のいい条例だと思う。しかし、あめとむちとして表彰と公表があるが、もっと実態のある誘導ができないか。		
			説明会 (中野)	73	・義務化が多いのが気になるが、プライズもありますよというふうに両方やらないと、我々事業者はできない。		
	50	<p>50 指導及び助言</p> <p>知事は、この条例に基づく地球温暖化対策の推進において、必要と認めるときは、指導及び助言をすることができる。</p>					(要綱に同じ)
	51	<p>51 勧告</p> <p>知事は、特定事業者、特定24時間営業等事業者、大口自動車使用事業者、特定建築主及び特定エネルギー供給事業者が、正当な理由なく規則で定められた書面を提出せず、又は虚偽の書面を提出したとき、若しくは、特定駐車場設置者等、特定自動車販売事業者及び特定電気機器等販売事業者が、正当な理由なく、義務を果たさなかった場合、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>					(要綱に同じ)
	52	<p>52 勧告に従わない者の公表</p> <p>知事は、51の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができる。</p>					(要綱に同じ)

章	番号	要 綱	発言の場		要 綱 に 対 す る 意 見 等	検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			場	番号			
12	53	53 条例の見直し 県は、この条例の目的を達成するため、社会経済情勢の変化や施策の実施状況及びその評価等を踏まえ、その見直しを行わなければならない。					(要綱に同じ)
	54	54 市町村の条例との関係 市町村が、この条例に定める手続きその他の内容に関して、同等以上の効果のある規定を有する条例を制定したと認められる場合には、適用を除外する。					(要綱に同じ)
	55	55 委 任 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。					(要綱に同じ)
附 則	56	56 施行日 この条例は、平成 年 月 日から施行する。ただし、第 章 の規定は、平成 年 月 日から施行する。					(要綱に同じ)
	57	57 経過措置 この条例の施行日より前に知事が定めた長野県地球温暖化防止県民計画は、8の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。					(要綱に同じ)
全般的なこと			説明会 (安曇野)	74	・パブリックコメントへの対応はどうか。	・ご意見の趣旨を踏まえ、対応します。	
			説明会 (木曾)	75	・条例で取り締まるのではなく、子どもたちにいい環境を残すという理念で厳しくない程度にやってほしい。	・ご意見として承ります。	
			説明会 (中野)	76	・事業者にはチャンスも必要なので、公共事業でチャンスを与えることも必要だ。	・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。	
				77	・今までの説明会での意見や、県民意見などがどういう形で報告されて、検討されるかというのを教えて欲しい。	・ご意見の趣旨を踏まえ、対応します。	
			県民意見	78	・義務づけは、事務が増加するのでやめてもらいたい。	・温室効果ガスの排出の削減効果が大きいと考えられるものを対象として考えています。	
			県民意見	79	・定点観測 温暖化については 国 県などの 行政の強い指導が不可欠ですが やはり 長いスパンで 諸対策が図られたいと思います。 したがって 計算上の総量規制では 判りづらい 部分があり 特に影響が 観測されやすい 里山・高山 においての 定点観測が 不可欠と考えます。また 本県の 地理的要素は 南北に長いので 北信・中 信・南信 少なくも3地域に 必要と考えます。 さらに 山岳県でありいくつもの 山を有していますので 山岳 関係者との 連携も有効と考えます。	・ご意見、ご提案は、今後実施する施策の検討の中で参考にいたします。	
		県民意見	80	・3回にわたってこれまでパブリックコメントを募集していますが、日程的にはここで条例については上申するものと思います。この条例の規則や細則についての議論についても同時並行で行われることを希望します。 条例が国の法律との整合性などと多岐にわたる調整が必要なものと認識して、横断的なプロジェクトでの集中的な最終討議が必要だと考えます。 この条例案は議会提出前に、この環境審議会で公聴会が開催されることを望みます。開催場所は県内4箇所が望ましいと思います。	・ご意見は、今後の参考にいたします。		

章	番号	要 綱	要 綱 に 対 す る 意 見 等		検討会の考え方(原案)	最終報告(案)
			発言の場	番号		
全般的なこと			県民意見	81	ご意見として承ります。	
			県民意見	82		
			県民意見	83		
			県民意見	84		